

令和4年度智頭町職員採用資格試験公告

令和5年4月1日採用予定の智頭町職員の採用資格試験を次のとおり行います。

令和4年12月5日

智頭町長 金児 英夫

記

1. 職種及び採用予定者数

保健師 1名
調理員 2名

2. 受験資格

(1) 年齢及び資格要件

保健師：昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有するか、令和5年3月31日までに取得する見込みがある人

調理師：昭和62年4月2日以降に生まれた人で、調理師の資格を有するか、令和5年3月31日までに取得する見込みのある人 ※

(2) 受験できない人

地方公務員法第16条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和5年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

3. 第一次試験

(1) 日時及び場所

令和5年1月22日（日）智頭町役場において行います。時刻及び試験場は受験票に記載いたします。

(2) 受験科目

○保健師：専門試験（90分）、事務適性検査（10分）、性格特性検査（20分）

○調理師：教養試験（120分）、事務適性検査（10分）、性格特性検査（20分）

(3) 第一次試験合格者の発表

試験後一週間程度で合格者に通知するほか、合格者の受験番号を智頭町役場庁舎掲示板に掲示するとともに、公式ウェブサイトに掲載します。

4. 第二次試験

第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。

(1) 日時及び場所

令和5年2月上旬に行いますが、日時及び場所は第一次試験合格者通知の際お知らせします。

(2) 試験種目

① 口述試験 主として人物について個別面接による試験

5. 合格者の発表

令和5年2月下旬、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を智頭町役場庁舎掲示板に掲示するとともに、公式ウェブサイトに掲載します。

6. 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、欠員があった場合、そのうちから採用者が決定されます。従って合格者の全員が必ず採用されるとは限りません。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間です。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込用紙を令和4年12月5日（月）から智頭町役場総務課で受領、または、智頭町公式ホームページからダウンロードの上、印刷してください。

(2) 受験希望者は受験申込用紙に所要事項を記入し、令和5年1月10日（火）午後5時までに智頭町役場総務課に提出して下さい。同日までに到着するよう郵送されても差し支えありません。なお、応募書類はお返しいたしません。

智頭町役場総務課 〒689-1402 八頭郡智頭町大字智頭2072番地1（電話 0858-75-4111）

8. その他

郵送により申込者に受験票を返送しますが、1月18日までに到着しないときは、智頭町役場総務課に照会してください。その他の詳細については、7（2）に記載の智頭町役場総務課に照会してください。

受験の際は、マスクの着用など、感染症対策を講じ、受験してください。